

千葉県行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則の改正について（押印の省略等）

国や県における申請書等の押印の見直しに伴い、標記規則について、以下の書類の押印を省略する改正を行う。

- ・別記第一号様式 行旅病人等救護通知書
- ・別記第二号様式 行旅死亡人取扱通知書
- ・別記第三号様式 行旅病人（死亡人）費用弁償請求書

併せて、費用の限度について根拠となる基準が廃止となっていることなどから改正する。

・看護料（別表）

基準としている「生活保護法による保護の基準 別表第四に規定する健康保険の看護料の算定方法の例によって知事が定めた看護のための費用の額」は、平成9年の生活保護基準の改定により削除されており、現在は「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）において定められていることから、入院料等と併記する。
※県が定める「生活保護法に基づく看護料の支給基準」も併せて廃止する。

・医師診察料、手術料等（別表）

基準としている「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」は平成18年に廃止されていることから、後継の基準となる「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）に改正する。

・行旅病人及行旅死亡人取扱法の改正に伴う改正（第2条、第3条）

同法第3条第1項及び第10条第1項は昭和61年の法改正により両条の第2項が削除され、本規則に第1項を規定する必要がないことから削除する。

・外国人登録制度の廃止に伴う改正（第一号様式、第二号様式）

平成24年から外国人の新たな在留管理制度が開始され、外国人登録制度が廃止されたことから、外国人証明書登録番号の記載を在留資格に改める。